

これからのヘナ

【日本におけるヘナの軌跡】

ヘナが日本を流通するようになり 25 年が経過しました。カラーリング効果とトリートメント効果を併せ持つヘナは、当時から「雑貨」「雑品」という流通形態のなか、ごく一部の美容室で、ごく一部の自然派志向の方の特別なメニューとして使用されてきました。

弊社では、当初から美容室専売品として業務用のルートに於いてヘナを販売してきました。プロ（専門家である美容師）を介在することで事故を起こす危険性を最小限にできると考えたからです。

＊ 平成 5 年 10 月 「白髪を目立たなくする」ヘアケア商品（国民生活センター冊子）の 2 頁 ヘナはそのまま染毛剤として認可されているものではないが、専門家である美容師の施術であるから違法ではない。

【急成長の背景】

ヘナが広まった背景には 2 つの理由が考えられます。

ひとつはヘナの素晴らしさを実感した愛用者自身が、その良さをクチコミという形で伝え広まった事です。ゆっくりではありますが最も信頼のおける形で広まった事で確固たる愛用者、支持者が着実に増えていきました。

もうひとつは前記冊子の一文により、多くの美容室が通常メニューとしてヘナを取り入れていくようになり、その需要に多くの業者がヘナを取り扱うようになった事が、大きく広まった理由だと考えられます。

その後、平成 13 年 4 月薬事法改正以降、化粧品としてヘナ（植物 100%）が扱えるようになり一般の店頭や通販、ネットショップ等を通じ一般消費者が手軽にヘナを購入できるようになりました。

また急激な需要の拡大に伴い、ヘナを取り扱う業者も一層増し多種多様なヘナ製品が市場に出回るようになりました。しかし中にはヘナの性質上考えにくい製品や、ヘナの成分が一切含まれていない製品、またケミカルヘナまでもが一般市場に流通した事により消費者を悲しませる結果となりました。

天然で髪や身体に優しいという製品メリットだけが先行して、一般消費者にヘナというのが、どのような物なのかを正しく理解されないうちに急速に広がって行ったように感じています。

【現在のサロンの動き】

昨年の新聞報道により、美容ディーラー、サロンにどれだけの不安を与えた事でしょう。実際に取り扱いをやめたサロンも数知れませんでした。ところが報道から1年が経った現在、「ヘナをやめて改めてヘナの素晴らしさを実感させられた」、「ヘナの代わりとなる商材がない」、「飛び交う情報を冷静に判断できなかった」など、多くのサロンが再度ヘナを選び始めてきています。

実際にヘナの愛用者は、ヘナを扱っているサロンへ流れています。ハーブカラー、香草カラー等の代替品にはヘナが入っていないため、ヘナ本来のハリやコシがでず、一番の特徴であるトリートメント効果が得られなかった等の理由からです。

【雑貨・雑品としてのヘナ】

ヘナの安全性、品質、使用方法、注意事項など昔から何も変わっていません。また、ヘナその物はこれから先も変わることはありません。ヘナが危険な製品なわけではなく、愛用者、美容師が悪いわけでもありません。

問題視されたのは、ヘナの成分が一切含まれていない製品や業務用のケミカルヘナが一般市場に流通している点です。一部のいい加減な販売業者がとった行為は、大いに反省するべき点ではありますが、ヘナその物自体のイメージダウンに繋がってしまった事は大変残念でなりません。

昨年の件から業務用のルートに於いても、ケミカルヘナには雑貨品であることをはっきりと明記し注意を促す事が指導されました。弊社のヘナにも今年から厳しい文で注意を明記しております。中身は何一つ変わっていませんが、表示だけを見ると、とても危険な物に感じられてなりません。

逆の見方をすると、ルールに従い真面目に取り組んでいる業者である事をご理解いただければ幸いです。

【これからのヘナ】

今後も化粧品として、雑貨品として、2種類のヘナが今まで通り流通していきます。医薬部外品として認可を取る製造販売元が出てこない限り、この形は変わらないと思われます。

ご存知のとおりヘナの製造販売元は、大手が参入してこない隙間市場で成り立っている小さな会社ばかりで、新規成分の研究、分析ができる自社設備、研究所がないのが現状です。その為、申請に必要なデータも外部機関に依頼するため費用も数千万円単位で発生し、また行政は新規成分の類をなかなか認めようとしない体質があるため、承認されるまでに何年もの年月を費やす事となります。

特許のように申請を出した会社のみが医薬部外品の成分として使用が認められるものであればまだしも、承認されればどの会社でも使用が認められるため、それまでに費やした時間と費用と労力を考えると、申請まで踏み切れる会社が出てこないため現在も雑貨品として流通されている状態です。

記事に取り上げられたパラフェニレンジアミンは、ヘアカラーにも使用され医薬部外品の成分として承認されています。一方、植物であるヘナは化粧品原料として使用できるにも関わらず、医薬部外品の成分としては未だ未承認であることに矛盾を感じずには要られません。この件に関しては今に始まった訳ではなく、以前から論じられており行政側がはっきりとした方向性を示さない限り、この歪みが解消される事はないでしょう。

【弊社の理念】

「人と環境に優しい製品」とは、大量生産しやすく品質管理のしやすい石油起源、ケミカル中心の製品ではなく、人体に対して安全性が高く、環境に対しても生分解性が速い天然物を起源とした製品です。

昨今、世界中で騒がれている環境問題を真摯に受け止め、企業として、個人として考えていかなければならない時代になってきています。生物と環境との関わり(エコロジー)を考えた場合、ヘナを抜きにして論じることはできません。

微力ながら弊社では、そのような想いでヘナを扱っております。貴社においても客観的にヘナの素晴らしさをみて頂き、一役買って頂ければと願っております。

「美と健康、人と環境に優しく」を理念に、今後もヘナの素晴らしさを多くの方に伝えて、多くの笑顔に繋がるよう努めて参ります。

弊社では売上げの一部を、ヘナの原産国インドに、小学校、井戸、自転車等の形で寄付に充てております。

「白髪を目立たなくする」ヘアケア商品

平成 5 年 10 月

国民生活センター

3. 「白髪を目立たなくする」ヘアケア商品の種類

1) 白髪を目立たなくする」ヘアケア商品の分類と特徴

今回調査した「白髪を目立たなくする」ヘアケア商品には、家庭や業務用として美（理）容院で使用されている、髪を染める染毛用製品と髪の光り具合を変えることによって、白髪を目立たなくする整髪料が含まれる。

「白髪を目立たなくする」ヘアケア商品のうち染毛用製品は、薬事法により染毛のメカニズムによって分けられ、酸化等の化学反応により染めるものは、医薬部外品の「染毛剤」として規制されており、また、物理的に毛髪を着色するものは「染毛料」として化粧品に分類されている。染毛剤は染色後の耐久性があり、永久染毛剤とも呼ばれる。染毛料は3週間程度の耐久性のある半永久染毛料と一回の洗髪で取れる一時染毛料に分かれる。

(1) 染毛剤（ヘアダイ）は、酸化型と非酸化型の大きく2つにわけられる。いずれも安全性の確保のために、使用直前には皮膚試験（パッチテスト）を行うこととなっている。

酸化（型）染毛剤は、酸化染料を用いた染毛剤で、「毛染め」として一番なじみ深いものである。キューティクル（毛表皮）の表面層だけでなく髪内部のコーテックス（毛皮質）まで染めることが出来る利点があるが、髪が傷みやすく、アレルギーや刺激によるかぶれが発生することがある。

非酸化（型）染毛剤には植物由来の成分を利用する植物性染毛剤、金属塩を利用する金属性染毛剤、植物成分と金属塩の組み合わせによる中間的なもの（お歯黒タイプ染毛剤など）がある。植物性染毛剤と鉄塩を組み合わせたもの、空気の酸素で黒くなるピログロールを使用したものが我が国では市販されている。

この染毛剤ではアレルギーはほとんどないといわれている。効果がでるまで、こまめに使い続け、染着後も時々使用するタイプのものが多い。また、普通のヘアダイの十倍近い高価なものがあるなど、価格に幅がある。美容院で行われるものには豆科の植物ヘンナの粉末を使い、染めるものがある。染まった色合いは赤っぽく、色持ちは1か月程度で、髪の傷みは少ない。ヘンナはそのままで染毛剤として認可されているものではないが、専門家である美容師の施術であるから違法ではない。

(2) 染毛料のうち、半永久染毛料には、染めた後、すぐ洗い流すものとしてヘアカラーリンス（カラートリートメント）やヘアカラーマニキュア（酸性カラー、酸性ヘアカラーなども含まれる）、つけたまま使用するヘアカラークリームやムースがある。洗髪の度に使用すればわずかず染着が進み、白髪が目立たなくなるものと1回で染めるものに分かれる。染毛力が劣り、黒髪の色を明るくする力はないが、髪を傷めにくい。アレルギーは起こしにくい。

一時染毛料は毛髪着色料とも呼ばれ、クレヨン（スティック）、マスカラ、スプレー、ノックペンタイプのリタッチなど、さまざまな形状のものがある。アレルギーはほとんどない。

(3) その他、着色できるほど染料を含んでいるわけではないが、使用によって髪的光沢が変化するために、白髪を目立たなくするタイプの整髪料がある。

以上のものを分類ごとに整理し（図1参照）、その特徴を表1にまとめた。